

平成24年度 第3回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成24年6月21日開催  
(公開用)

高野町農業委員会

# 平成24年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年6月21日（木）
- 開会時刻 午前10時05分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵 5番 井阪晴美  
8番 西山一高 9番 井手上治己 10番 尾家富千代  
11番 井阪征郎

以上8名出席

- 欠席委員 1番 久保良作 6番 中林敬  
7番 梶谷廣美 12番新谷敏捷

以上4名欠席

- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦 岡本哲明

- 関係者 まち未来課主査 下洋一

- 議事事項 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時05分 開会\*\*\*\*\*

事務局

おはようございます。ちょっと定刻より過ぎましたが、ただいまより平成24年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の委員会ですが、出席委員が8名、欠席委員4名、欠席委員は1番久保委員、6番中林委員、7番梶谷委員、12番新谷委員です。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定数を超えておりますので、本日の農業委員会は成立しておりますので御報告をいたします。

事務局長

おはようございます。本日も早朝より皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

きのう、台風が発生しまして心配しておりましたが、高野山でも最高15ミリという雨量で雨のほうも少なく、風もきつい雨もなく町のほうでは被害という、若干の農作物の被害というのも聞いていますけれども、大きな被害等はありません。道のほうも崩れたという、通行止めになるような状態でなく一安心していますけれど、またこれからそういうシーズンになってきますので、農家の皆さんにとりましては頭の痛い問題になると思いますけれども、またいろいろとお話等聞いていこうかなと思っています。

前回の農業委員会でもこのことをお話ししましたがけれども、今、農業に際しましては、電気柵・防護柵の事業で、一応締め切らせていただきましたけれども、できるだけ強化して農家を守る、また農業の楽しみ等が、そういうのが低下しないような感じで事業に取り組んでおるといふような状況でございます。

本日の案件を何件か出させていただきますが、皆さんの御協力をいただきまして、円滑な議事進行、慎重審議をお願いしたいと思います。

議案として1件、報告1件、その他の事務連絡として提出させていただきますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

事務局（門谷佳彦）

続きまして、審議に入らせていただきます。

初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録の署名委員を事前に議長より御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、2番上田委員、9番井手上委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出につきまして、高野町農業委員会会議規則第8条による当会の会長となっておりますので、井阪会長、進行のほうよろしくをお願いいたします。

井阪（征）議長

それでは、雨の中、また農業委員で、皆さん出席いただきありがとうございます

ざいます。

これから議案に、次第に入らせていただきます。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局よりお願いいたします。

事務局（下西修造）

はい、事務局より御説明いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について。

高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。

平成24年6月21日提出。

高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページをごらんになってください。

番号24の10、農地の所在、花坂字〇〇〇〇〇〇番〇で、場所については別紙4ページの図面をごらんください。

登記簿地目は田、現況地目は畑、農振区分は農用地内でございます。

面積は661平方メートル。

権利設定は使用貸借権。利用権の設定を受ける者の住所、氏名は高野町花坂673番地、門谷威侍氏。

利用権の設定をする者の住所、氏名は高野町高野山〇〇〇番地、〇〇〇〇。

利用目的は景観形成作物。

期間は、3カ年。

今回は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準として同法第18条第3項の各要件にすべて満たす必要があり、今回、申請者の〇〇さんはすべての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えています。

以上です。審議をお願いいたします。

事務局長 審議する前に、今係長のほうから御説明がありましたが、利用権を設定する者が〇〇〇〇でございますので、関係課に確認してまいりましたところ、これは同じ〇〇〇で公有財産という形になりますので、総務課のほうが窓口になっています。

それで、事業につきましては、企画財政課のほうで事業を行う予定です。

それで、現況地目が畑、台帳が田ということでございますが、今の現況を見ますと、若干の整備等も必要になってくるということで、現況に近い状態に町のほうに戻して無償の賃貸という形の契約を結ぶというふうな説明で、本日、農業委員会のほうで決定していただいたら、町のほうで早急に整備をして、景

観形成作物が植えられる状態に町のほうで戻す話し合いになっていますので、あわせて御審議お願いしたいと思います。

井阪（征）議長

この件について、御異議ございませんか、皆さん。

尾家委員　　ちょっとお伺いしますけど、この景観形成作物というのは、どういうものを指すのですか。

事務局（門谷佳彦）

景観形成作物というのは、主にヒマワリ、コスモスとか、一般的な花です。そういうのを総合して、景観形成作物というのは、我々の業界のほうではよくごらんになっております。

委員のとおり、富貴のほうでも農地・水環境保全整備事業で、景観形成作物としてコスモスか何かを平成23年度に植栽されたということをお聞きしておりますので、そのような関係の類であることと認識をいただければと思います。

井阪（征）議長

ほかに何かありませんか。

井手上委員　これは、場所がトンネルの入り口ですか。ちょっと場所がわかりにくいですけれども。

上田委員　　トンネルの入り口付近です。

井手上委員　あの間のところですね。

尾家委員　　ちょっとそれじゃ、もう既に現況が変わっていますか、そうでもないですか。

上田委員　　トンネルの土砂を入れて変わっているみたいです。

尾家委員　　それでは、もう畑になっていますね。

事務局長　　図面の写真の真ん中に、色の塗った部分、先ほど〇〇〇番地の〇という部分でございます。

〇〇〇の〇、ちょうど図面の真ん中ですがけれども、この横がトンネル、横を通る、若干図面のほうが古い図面で申しわけないですがけれども、真ん中から下向いて道がまっすぐ伸びて、山の中のトンネルを抜けているということで、このトンネルの残土が積み上げとるような状態になっています。

それで、この積み上げとる土を今まで地元の方、上田委員も中心になって草

刈り等、いろいろ地元の人がボランティアをしていただいていたというお話も聞いておりますけれども、今回、この土を除去して、道とフラットの状態に戻し、そこへ景観形成作物を植えたいという、地元の要望の中で、〇が3年間無償でお貸ししますということです。

それで、このままの状態での農業委員会で本日、決定というのは、多分難しい話になると思いますので、今、総務課長と企画財政課長にも確認してまいりましたら、本日決定をいただくと同時に、町のほうで、業者にこの残土をすべて撤去して、フラットの状態地域の人に無償契約で借りていただくという手順になっておるということを確認してまいりました。

本来でしたら、残土を先に撤去して、農業委員会に通してもらおうというのが本来だったかも知れませんが、そういう手順の中で進めておるといふような状態でございますので、それもあわせて御審議いただきたい。

上田委員 今、事務局長の説明があったけれども、残土を撤去してフラットにするわけですか。

それは間違いないですか。

事務局長 今、確認したら残土すべて除去し、一応フラットにして、あのままの状態では植えられませんので、撤去する業者も決まっておるといふような話を企画財政課で確認しております。

上田委員 土を入れるだけと違いますか。

事務局長 いや、あれを一たんよけるという話で、よける業者も決まっておるみたいです。

それによって、多分、協議審議の内容が変わると思います。

じゃあ、ちょっとお時間をいただいて、もう一回詳しいことを、どの辺までの状態で土を除去するかを再度確認しますので、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

井阪（征）議長

それでは、審議を中断し、10分程度休憩をします。

\*\*\*\*\*午前10時20分 中断\*\*\*\*\*

\*\*\*\*\*午前10時25分 再開\*\*\*\*\*

井阪（征）議長

それでは、審議を再開いたします。

事務局長より説明願います。

事務局長     それでは済みません、お待たせしました。

今担当課長に確認しましたが、盛り上がっている部分についてはすべて町のほうで撤去し、現況、畑という高さのレベル、要するに道のほぼフラットの状態で地域にお貸しするということです。

それで、契約する際にも、道より盛り上がらないという条件でほぼうちと同等。作物、ヒマワリ、コスモスなるのか、景観植物を植えますので、若干、土も入れかえの必要もあるということですので、道が若干高なるという場合も出てくると思いますけれども、高くなると言っても常識の範囲で植えるので、何十センチか、一応同等のゼロベースのレベルというわけじゃないかもわかりませんが、見た目は道と同等ぐらいで、若干植えるについて30センチか40センチか、それは土の入れ方にもよると思いますけれども、町としてはそういう指導をして貸すということで契約するというのでございます。

一度全て撤去して、地域に貸し、地域の人が使うときに、土を入れ、また1メートルも2メートルも盛り上がった状態ですというのではなしに、少なくとも見た目にフラットの状態で使っていただくというのが今回お貸しする条件ということで、企画財政課に確認していますので、間違いありません。

井阪（征）議長

今、事務局長の説明のとおりですが、他にご意見ありませんか。

尾家委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、今、このトンネルの搬出路で言ってくれましたが、その土に関しては、やっぱり費用のほうは町でも出さなければならないのか。

事務局長

町有地へ捨てたというのが、以前にもこの農業委員会で田畑、残土処分していたということで、農業委員会で県の公共工事ということで皆さんの御理解をいただいて、追認許可を頂いたとおもいます。

今回も活用がないという形で積んでおいたというのが一番問題だと思いますが、それも県と町のほうの話し合いの中で、行政のほうで撤去するという事なので、町が費用負担するのか、県が費用負担するのかは担当課との話し合いになりましたので、費用的なことは担当課との案件になりますので、農業委員会としては、撤去費用の件に関しましては、関係ございませんので、その件ご了解頂きたい。

井阪（征）議長

これは、町とするよりも、トンネルに関連した後の処理ですから、撤去費用については、当委員会としてどこが負担するかは、関係がありませんね。

事務局長

県の土木のとの話になりますので、どこが費用を出すとかとの議論になると思いますので、今、農業委員会の中で、とりあえずこの残土を撤去して、早く

田畑に戻すというのが先決かと思imasるので、費用的なことはこの中で県が出すとか、町が出すという議論よりも、それはもう担当課のほうでお任せしたらと思imasるので、当委員会としては早く復元するというのがこの農業委員会のほうでは先決かなと思imasるので、その費用的なことはここで県に出してもらうよ、町で出してもらうよというのは、ちょっと議論が担当課同士でしていただいたらいいかなと思imas。

井阪（征）議長

土を置く時点で、問題があったと思imas。

地目は田であるが、それをヒマワリやコスモスを植えた後はまた、田になるのですか。

事務局（門谷佳彦）

今回は、畑として活用するとのことes。

井阪（征）議長

3年後には、畑の状態es地主に渡すことになるのですね。

事務局長

3年後esまた6年に可能性もあり、何年になるのかちょっとわかりませんが、一応、町と借主es状況に応じて契約更新していくというようなことなので、これが10年とか、またどんな状態es道のほうも変わってくるかもわかりませんので、永久地にはなしに、とりあえず小刻みの契約更新という形をとつとつということes。

これについては、町の敷地とか建物については公有財産扱いで、総務課が一括して管理しますので、今回契約については町長esですが、担当窓口es総務課で取り扱います。

現況の中で、利用集積計画については、農業委員さんの意見を聞くことが法的に決められており、当課es担当してesります。

また、今回の農地については地元の人との活用については企画財政課es事業として行うもので、各課es分かれた業務esですが、一括して町長のほうes契約して、農業委員会で審議していただき、結果について町長へ意見答申します。

井手上委員

これは、農地esなっていますが、現状es既に道路用地esなっていないでしようか。

今回この利用権設定以前の話ではないのか。

事務局（門谷佳彦）

地目上、田esなりますので、現況このほうが利用として、先ほど事務局長es説明したように、畑es復元をするという格好esなります。



井手上委員 余計なことを言って悪いですが、これは利用権設定以前の問題で、もう農地を地目変更して、道路用地とするだけで、そしてしたら大層なことせんでいいかと、土をとろうがとるまいが関係ないし、地元の人がどう言われるかわかりませんが、その問題で解決できるのではないかと思います。まず、それが先決と違いますか、道路用地の地目変更することが。

事務局長 道路用地というのか、多分、道路と境界、もちろん国道用地になってきますので、この境目が道路と農地との多分境目で、今、議題が出ている分については、道路敷というちょっとイメージが違うと思います。

こっちから行ったら、鷲峯さんところのトンネルの手前の左側に積んどる部分です。

花坂からトンネルをくぐる手前に左側に若干小高くなった部分で、道路としての利用地はありません。

井手上委員 道路用地として利用していないが、残土としてそのままあるから、もう道路用地として使用していることではないか。

それを無理に撤去して、もう費用のこと関係ないと言ったけれども、今の現況でほっといたら地目変更するだけで済むのではないか。

事務局長 これは、花坂地区の事業の中で、景観上、今のままじゃあ草も生えているし、トンネルを出たところで景観も悪いし、あそこへ何か花を植えて何とかしようよという、町有地であれば町で、地元で貸してくれへんかというふうな感じの話が出た一件です。

それで、借り主が門谷さんになっていますが、花坂で寄り合い会という会が立ち上がって、その会の中で花坂地域のこの部分を整備してきれいにしようよという、そういうふうな事業の一環の中の起こりで、地域から出てきておる案件でございます。

下名迫委員 今、平坦になっているのではないのか。土を盛って山になっているの。

上田委員 上は、道路から70～80cm高く積み上げて、上はフラットになっている。写真はなかったかな。私がこの前に渡した写真。

尾家委員 今回の件については、以前にも同様のトンネル残土処分による案件があった記憶がある。

今回の撤去等の議論より残土を置いた時点に問題がるように思う。

井阪（征）議長

本来、トンネル工事の時点に問題があったが、今回の件をどうするか審議願いたい。

事務局（門谷佳彦）

今、御指摘のとおり工事のときに、まず転用が出ていなかったということに関しては、農地法で言うと、農地法の違反転用の可能性はあることはあります。

ただ、農地法の中で、公共事業をするときに都道府県等が用地を取得する場合は、農業委員会の許可を要しないということになっている条項があります。

その関係で出ていなかったことはあります。

それで、年に1回か、県のからこの分が農用地からその他の地目に変更しましたと届けが来て、処理をしているということになります。

今回の町の土地にこう状況になったという経緯のほうもよく所属課でも詳細が不詳です。

井阪（征）議長

他にご意見等ありませんか。

事務局長 それでは、済みません。事務局からちょっと説明させてください。

今、地元の上田委員からも道がきれいになっていくことで見通しもよくなるし、結構この図面で見ただけでも、車で来たならちょっと目線より若干高いところもございますし、確かにトンネルに入る、また出てくるときに景観とかよくないということで、今回、出させていただいています。

井手上委員からも道路敷の御意見もいただきましたし、尾家委員からも工事のときに問題があったと御意見もいただいていますし、それで私も当時、まだ担当ではありませんでしたけれども、あの当時のできたときに、トンネルの残土を県のほうでもう少し計画を立ててきっちりやらんなんというようなこともございまして、花坂地区の中で3カ所、4カ所の農地にトンネルの残土を捨てとったということで、農業委員会でもいろいろ議論いただいて、公共工事のために緊急性があったので追認許可したことがあり、県の農業会議のほうでも御指導を受けたりし、県の農地課、また県の土木のほうでもその旨を話し合いに行ってきた、県のほうがきっちりした残土の計画を立ててなかったというのと、緊急性があったのでということで謝罪というのですか、今後、十分気をつけてやりますというふうな土木との話し合いも昨年いたしました。

そういう中で、今回、出しておる案件でございしますが、あくまでも町の敷地の中で農地を設定しとるところに土が盛って、農地としての活用ができていないというのが一番のネックでございしますので、今回、民間の方から出てきているのではなく町のほうから申請を出させていただいているというふうな中で、町としてはやはり農地をきっちり農地に戻して、それで二次活用していただいたらということで、農地にとりあえず戻すということで、残土を撤去するというふうなことでございしますので、道路敷等、一体となる考え方もできますけれども、ここは一つの農地として、じゃあここに何を作付するのかという中で景観によい作物、要するに植物になってきますけれども、そういうふうにしてやりたいというふうなことでございます。

じゃあ、それをだれがする、町がするのかというときに、花坂地区のそういう会のほうで活用するというふうなことで話が進んでおるようでございますので、この農業委員会のほうで御審議をいただいたらということの案件で出させていただきますので、それを踏まえて御審議いただきたいと思います。

井手上委員　もう、地元の人が要望しとるということは、もうそれでいいと思います。

尾家委員　先程事務局より説明があったが、緊急の場合は農地法の許可なしでこういった行為ができるのか。

事務局（門谷佳彦）

県が公共事業の目的を達成するために農地を取得する場合は、許可はいらないというのは法律があります。

今回の場合に関しては違法です。

尾家委員　取得時点で、農地法の許可が必要であり、今回は違反転用に該当するということか。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。残土を置いたことが違法であること。その置いた時点に問題がありますけれど、町の土地である、地元がそこを畑として利用するというところに、前提に置いて、それを改善する、畑に戻す、耕作のできる状態に戻すことまで町のほうでやって、それ以降、地元のほうが活用するというふうになりますので、農業委員会の趣旨から言いますと改善させたと、改善して畑に戻す、田ですけど畑に戻す、農地として機能を戻して作付するということになるので結果的には問題はないかと思います。

尾家委員　県が許可を取らずに残土を置いたから、撤去費用も県が負担するべきではないのか。

事務局長　その件については、ここで費用というよりも、公共工事で花坂地区のトンネルを抜くということで、町からの陳情も県のほうに多分このトンネルを抜くについてしたと思いますし、そういういろんな経過なり、県との話し合いの中で、じゃあ捨ててもいいよという議論じゃなしに、道をつけるについて町も十分協力して、陳情してできた道ということでございますので、ここで費用についてはもう町サイドのほうで、町が出すのか県が出すのかというのはこの議論でいきだしたら、じゃあどこの業者にして、いろんな問題が出てくると思いますので、もちろんそれは担当課のほうで、県で撤去してもらうのか、それにかわって県でいろんな工事の絡みがある。

農業委員会で県が費用を出してもらって撤去する決定権があるわけでもない

ので、その辺はもう町の担当課と県で話し合いをしていただく議論です。

その議論は、この農業委員会では議論するべきではなく、公有財産を管理しています総務課で話をするとことになりますので、それは担当課の業務であります。

井阪（征）議長

他にご意見・ご質問等ありませんか。

なければ、議案4号について「決定」として、高野町長に通知することにしてよろしいか。

各委員 （「はい」の声あり。）

井阪（征）議長

それでは、議案第4号は決定とします。

続きまして、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局（下西修造）

御説明いたします。

報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。

平成24年6月21日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

以前より、相続による権利移動の届け出でございます。

事務局において受理し、農地法に基づく受理、通知書の交付を行っております。

以上で報告を終わります。

井阪（征）議長

この件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

各委員 （「はい」の声あり。）

井阪（征）議長

ご意見等がなければ、予定していました議案審議は以上となりますので、その他の案件ございませんでしょうか。

事務局（門谷佳彦）

事務局よりその他の案件でございます。1枚もののA4の紙をお配りさせていただいておるかと思いますが、高野町のほうにおいて、平成24年度より高

野農業振興地整備事業計画の全面見直しを行っております。

その関係で、委員の皆様方は御承知かどうかわかりませんが、5番と書いてあるところの地域農業集団の農業生産組織等の組織化の現状というところの項目が従前、今までの計画のところに掲載している部分でございます。この部分に、もう今この組合はないとか、こんな組合があるという御意見をちょっとちょうだいしたいので、もしわかりましたら御意見のほうをいただきたいと思っております。

以上でございます。

井阪（征）議長

事務局から説明がありました、皆さんどうでしょうか。

柳委員

さっき、事務局が言った農産物の出荷組合というのは、もう今ないです。僕が最近まで、会長していました。

事務局（門谷佳彦）

もう実態はありませんか。

ほかは、現状どおりあると解釈してもよろしいでしょうか。

下名迫委員 花木生産組合は昔ありましたか。

事務局（門谷佳彦）

あったらしいです。

井阪（晴）委員

カーネーションのことですか。

下名迫委員 カーネーションは組合つくってなかったと思います。

柳委員

いろいろな名前で組合作った時代があったけどね。その組合作ってハウスの施設整備の補助もらったりした記憶があります。

事務局（門谷佳彦）

昔は、補助事業等で組合組織を作った経緯があったようですね。

他にここに記載されていない団体等ありませんか。

下名迫委員 小さいのなら、エンドウ出荷組合、インゲン出荷組合なんかあります。

柳委員

それらは、農作物出荷組合でいいのではないかな。

事務局（門谷佳彦）

今後長いスパン、5年間以上の農業の振興の展望になる計画書に載せていくものなので、ないものは消してもいいと思いますし、あるものはそのまま残したりとか、もし名称が違うであるとか、組織構成なんかは細かくあるとなつてからうちのほうで調べをかけていったりとかしないといけないのですけれど、ここにプラスアルファ、うちのほうで載せようかなと検討しておるのが、高野やま里市という組織が一部、ここ二、三年できたのがありますのでそれを載せるかどうかの検討しておるところです。

一応12月をめどに案をつくります。案をつくったときに、また農業委員会に持って、議案審議をかけてくると思いますので、もしありましたら、ただだれに聞いたらわかるのかというの、もしありましたらまた教えていただけたらと思います。

上田委員 花坂地区で2つありますが、僕は知らないです。ちょっと疑わしきなと思うのは、やっぱりあるけれども、補助金とかそういうふうなもらうための会で作ったのではないかと思いますね。

事務局（門谷佳彦）

57年に花木生産組合、恐らく花坂のほうでしたら菊ぐらいしかないと思います。恐らく、花坂の眞野さんのところの菊がハウスで栽培していた関係で、先ほど富貴のほうでカーネーションをしたときの団体と考えられます。

一応、花坂のほうも菊は今もつくってはります。

尾家委員 それじゃあ、2番目の農産物出荷組合というのは、柳さんがこの会長を、組合長をしとったのは、もうしてないちゅうことで削除するということですか。

事務局（門谷佳彦）

今のいろんな意見を聞いて上で、高野町としての計画を立てるものなので、この委員会でないよと言って、はい消しますということではありません。

今回御意見としてお伺いをして、最終的に高野町として振興計画をどうするかということをする参考意見として、今回お伺いさせていただいておりますので、これで聞いたからなくなる訳ではありません。

今後、国の施策の事業をしていく上では、何らかのこういう組合が計画書に掲載していれば有利な補助事業とかあるかもしれないですけど、その辺は未知のところ、今現状の計画である組合が実在しているかを知りたかったので、委員の皆様はよく知っておられるかと思いましたがお伺いさせていただきました。

また案としてできた時点で、農業委員会のほうに意見紹介を法的にしなければなりませんので、そのときに委員会で皆さんの御意見を全体的な計画を通して審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

井阪（征）議長

それだったら、今後の施策のことも考えれば、エンドウとかインゲンとかの組合も記載しておいてもいいと思う。

事務局（門谷佳彦）

その辺も総合的な意見として今後の計画に反映するなり、全体で検討していきたいと思います。

以上です。

井阪（征）議長

何かございませんか。

事務局（下西修造）

事務局から提案ですが、また視察研修等ですが、一昨年というか、平成22年に三重のほうに視察研修に行かれた件ですが、今年ですが希望がありましたらまた、多分、日帰りになるかと思いますが、提案というか、皆さんの御意見をお聞きしたいですが、よろしいでしょうか。

井阪（征）議長

事務局からの視察研修、みな、研修したらいいと思いますけれど、どんなものですか。

親睦のために研修、まあ遠足みないですが。

井阪（晴）委員

一度事務局のほうで、視察先等を検討してください。

事務局（下西修造）

例えば、よその農業委員会、先進的な農業委員会のところにお邪魔をして、活動内容とか勉強するとかいうのも一つだと思います。

下名迫委員 そんな難しいなあ。

事務局（下西修造）

あと、地域で今度取り組みたいことや、直販の仕組みで勉強したいことなど、何か個人的に何かあったらご意見お願いします。

井阪（征）議長

もう、事務局のほうに任せて、行く時期を農業委員会で決めてやる。

行き先とか、いろいろ事務局にお任せしたらええと思いますが、どんなものですか。

各委員 （「はい」の声あり。）

事務局（下西修造）

大体の時期、御要望の時期を教えてください、必ずしもそうかどうかわかりませんが、時期をお願いします。

井阪（晴）委員

事務局のほうにお願いするのもいいですけど、スケールの全然違うようなところへ連れていってもらっても、とても自分らにはかないませんので、高野町と似たような規模のところへ見せてもらうのが一番いいかなと私は思いますがいかがでしょうか。

井阪（征）議長

よく似た地区をお願いしたいです。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。

小集落の中山間地域で、規模の小さい1反未満の零細のところが多いたるところをチョイスして。

余り同じところに行くと、全く同じことしかしてなかったら、余り勉強にもならへんで、いろんなところをちょっと、井阪委員の御意見を踏まえて、ちょっと探してみます。

井阪（晴）委員

検討をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

またそうしましたら、次回の農業委員会の際に、何点か候補をだしますので、また委員の皆様の御意見をお聞きいたしますので、よろしくお願いたします。

各委員 （「はい」の声あり）

井阪（征）議長

これを持ちまして農業委員会定例会を終わらせていただきます。ありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前11時13分 閉会\*\*\*\*\*



この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成24年7月3日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 2番 \_\_\_\_\_

署名委員 9番 \_\_\_\_\_